

アイシン機工、

国の控訴断念 を差し置いて

控訴の暴挙！

名古屋地方裁判所は労災認定

名古屋地裁は3月18日、吉田さんの右手首の負傷を労災と認定する判決を言い渡しました。

この判決が確定すれば、吉田さんのアイシン機工社員としての地位も保全されます。左手首の負傷については労災と認定しなかつた欠陥をこの判決は含んでいま

すが、彼の地位を保全し彼の生活を保障していくために、ATUと裁判を支援する会はこの判決を確定させるために国に「控訴するな」の運動を展開しました。この結果、国も控訴せず判決は確定したかのように見えました。

名古屋高裁に採用しないよう要請

す。裁判所はこのよう
な道理のない「補助参加
を認めるべきではありま
せん。

現在名古屋高裁で会社の補助参加を認めるか否かが審議されています。原告（吉田さん）側は補助参加に「異議を申し立て」をしています。国側は、「裁判所の取り扱いにまかせる」として成り行き任せになっています。

5月26日、ATUは名古屋高裁に補助参加申立を却下させ、労災を認定した名古屋地裁判決を確定させるよう要請しました。

第三者のアイシン機工、補助参加」申出

ところがアイシン機工が、控訴期限の4月1日になって、裁判への「補助参加」を申し出、判決を不服として名古屋高裁に控訴したのです。裁判の進行中は「労災は国が決めること」と言つて国任せにしていた会社が、判決が言い渡された後に、しかも控訴しないと決めていた国を差し置いて「補助参加」を申し出るなどは前例のないことです。会社は補助参加の理由について、

「労災と認められれば地位が保全され」、「私傷病休職期限満了を事由に被控訴人（吉田さんの事）を退職させることができないなる」、さらに労災保険が増額されるので会社に損害がでるからだと言っています。けれども、会社の利害で、労災か否かの判断が影響されてはなりません。まさに会社の理由は社会的道義の一片もない暴論です。

4月10日、アイシン機工に対して抗議行動。5月19日、厚労省へ要請。さらに5月23日には「アイシン機工に社会的責任を果たさせるよう」地元、西尾市長および西尾市議会の6会派にも要請文を手渡しました。

「アイシン機工 吉田裁判とは」

吉田さんは1990年入社。2000年からエンジンカバーの組み立てに従事。その仕事で両手首を痛めて2007年から休職。両手首を6回にわたって手術。にもかかわらず痛みは取れず。労基署西尾支所、愛知労働局、中央審議会とも労災不認定。2008年全トヨタ労働組合（ATU）加盟。2011年8月、「労災認定」裁判を提訴。同11月、アイ

シン機工が退職を強行。2012年5月、会社に対する「地位保全・損害賠償請求」裁判提訴。「労災認定」裁判の審理で、スタッドボルトの仮締め作業の手首への負荷の過重性が明らかに。2014年3月、労災認定判決。会社「補助参加申立」。裁判、現在係争中。

名古屋高等裁判所御中

2014年5月26日

原告 吉田祐二
全トヨタ労働組合
西三河労働組合総連合

書 誌 目 録

2014年3月18日に名古屋地方裁判所にて、平成23年（行ウ）第115号 休業補償給付等不支給処分取消請求事件に対する判決があり、右手にかかる部分を不支給処分取消で労災として認定されました。

双方とも4月1日まで控訴せず控訴期限を持って確定する手はずでした。ところが、第三者であるアイシン機工(株)が現在名古屋地裁で並行して、吉田祐二の「地位保全・損害賠償」裁判の公判で不利益を被る恐れがあるとの判断で「補助参加」(民事訴訟法42条)を申し出、名古屋高裁に控訴しました。

アイシン機工は、全トヨタ労働組合との団体交渉の席上、会社側の出席者である佐藤部長（当時）が、「労災が否かの判断は、会社がやるのではなく、国が決めること」であると再三語ってきました。それと、岡崎労働基準監督署西尾支署に請求する、休業補償給付等の申請書には会社側は「現認」を押印しています。こうした一連の行為を見ても今回の「補助参加」申請は暴走であり、企業の利益を優先して、被災労働者を救済しない非人道的な企業体質に憤りを感じるものです。

5月19日には本省である厚生労働省に出向き交渉をしてきましたが、本省でも判決後に「補助参加」した事例が確認されず、戸惑っている様子がうかがえました。

原告吉田祐二は、現在治療のため広島に住んでいますが、二重生活と住宅ローンの滞りで首をつらなければならないほどの窮地に追い込まれています。「これ以上裁判が長引くととても耐えられない」とのご両親の悲痛な叫びを、名古屋高等裁判所は汲んでいただき、アイシン機工の異常な行動(補助参加)を受理決定しないよう、厳正な審査をしていただきますようお願い申し上げます。

以上

2014年春闘結果(ベースアップ分のみ表示。)

賃金制度維持分は含まない)		
社名	ベースアップ要求額	ベースアップ回答額
トヨタ自動車	4,000	2,700
日産自動車	3,500	3,500
本田技研	3,500	2,200
三菱自工	3,500	2,000
マツダ	3,500	1,100
デンソー	3,500	2,000
アイシン	3,500	2,000
豊田自動織機	3,500	2,000
トヨタ車体	3,500	1,000
ジェイテクト	3,000	1,800
トヨタ紡織	3,000	600
豊田合成	3,000	1,300
愛三工業	3,000	700
大豊工業	2,800	1,000
豊田鉄工	3,000	1,000
東海理化	3,000	700
アスモ	3,500	1,300
中央精機	3,000	700
シロキ工業	2,900	300
中央可鍛工業	3,000	1,200
中央発條	2,900	700
日立製作所	4,000	2,000
パナソニックG	4,000	2,000
新日鉄住友	3,500	2,000
JFE	3,500	2,000
住友金属鉱山	3,500	3,000
オークマ	4,500	2,147
島津	4,819	2,000
日本精工	4,400	2,600
クボタ	4,500	3,000
コマツ	4,000	3,600
NOKグループ		3,000
DMG森精機	定昇に5億円。子育て中千人に3億、非正規に2億。	
横浜ゴム	2,500	2,560
ブリジストン		1,500
住友ゴム		2,864
東海ゴム	3,100	1,000
JR東海	3,000	1,500
東急	3,700	2,000
名鉄	3,700	500
阪急	3,700	2,000
阪神	3,700	4,800
日本郵政G	3,000	1,000
NTTグループ	3,000	1,600
ディスコ		4,000
ローソン		2~3%増
カルビー		非正規社員、ベア1%
アイリスオーヤマ	パートを含む全従業員にベア3%	
一休	正社員、非正規一律ベア3%	
イオンリテール	非正規も同率要求	2,200・契約社員1・8%
イトーヨーカ堂	非正規も同率要求	2,031
ニトリ	非正規も同率要求	2,173・パート2・37%
ケーズホールディングス	非正規も同率要求	2,575
餃子の王将		10,000
丸亀製麺		3,520

出典：日系ビジネス、BusinessLaborTrend、各社新聞報道

■ATU、トヨタ系各社との団体交渉

2014年春闘も結果が出そろってきました。非正規労働者を含めた幅広い層の賃上げを獲得してこそ、日本経済を元気にすることが出来ます。

■過去最高利益を続出したトヨタグループでしたが、ベースアップ分は、2700円～1000円前後です。トヨタ、デンソー、アイシンに至っては、ベースアップ分の半分以上を退職年金に振り向けるとのこと、問題山積です。同グループの非正規への対応では、トヨタが再雇用者にも賃上げを実施、期間従業員に2000円/日アップしたこと。デンソーが再雇用者の一時金を今回だけという事で2万円アップしたことが聞こえてきただけです。

多くの派遣労働者はカヤの外です。ちなみに大幅賃上げで世間を驚かせた「餃子の王将」は、ベア1万円、賃金制度維持分を含めると1万7千円で、金属機械関連のJAMに加盟する大手のクボタ、コマツなどでは、トヨタより多いベアを獲得しています。しかし、中小には波及していないようです。

■非正規労働者の賃上げで目立つところは、流通・小売り業界に属するUAゼンセンです。組合員の半数がパート、契約社員であり、正社員と同率の要求をかがけて春闘に臨み、イオン労連、イトーヨーカドー、ニトリ、ケーズホールディングスなど約8割近くの組合でベア・賃金改善を獲得しています。非正規社員のモチベーションアップが企業の収益にとっても必要不可欠というわけです。過去最高利益続出したトヨタグループも早急に非正規社員の待遇改善に力を入れるべきです。

「デンソー」

5月21日にATU組合員への賃上げ配分の回答がありました。この回答に対してATUからは、資格別賃上げ配分の一覧をATUにも提出すること、少数組合にもきちんと資料に基づいた納得できる説明を行うことを求めました。会社提案の内とりわけ2千円の「賃金改善分」のうち千円を「年金積立分に移行」することは、承服できないことを主張しました。会社は、この部分で承諾できなければ今年度の賃上げ事態がない、と強硬な姿勢をみせ、現在議論を継続しています。

「アイシン」

再雇用者の賃上げを要求しましたが会社は拒否しています。また、子会社アイシン機工の吉田裁判への「補助参加」を取り下げるように親会社として指導するように要請しました。

「ジェイテクト」

6月12日に開催予定で、再雇用者・非正規の待遇改善、職場環境・安全について議論します。

トヨタ 海外工場で相次ぐストライキ

■フィリピン・トヨタ労組員解雇問題、解決に向けて前進

トヨタの子会社フィリピン・トヨタは2010年に労働組合を結成した現地従業員233名を不当にも解雇しました。フィリピン・トヨタ労組は解雇の撤回を求めて、13年間闘い続けてきました。その闘いは労組委員長への殺人未遂、4名の組合員の解雇、組合員の生活困窮につけ込んだ切り崩しなど、苦難に満ちた闘いでした。

ATUも参加している「フィリピン・トヨタ労組を支援する会」の支援活動も支えにして、フィリピンの労働者は組合の団結を守り、

■アジア・アフリカ各国のトヨタ系企業で労働者がストライキ

トヨタのインド子会社では昨年から労組が賃上げを求めて何度もストライキを行い、ついに今年4月16日には会社がロックアウト(工場閉鎖)を行って労組員を職場から閉め出し、30名を停職処分にするという事態が起きています。また中国、タイ、南アフリカなどでもトヨタ系企業でストライキが相次いでいます。

ストライキはトヨタだけでなくスズキなどの日系企業やフォルクスワーゲンなどの工場でも起きている。



も起きています。発展途上諸国で労働者を低賃金・劣悪な労働条件で働かせ、ボロ儲けしてきたトヨタを始めとした多国籍企業は進出先で労働者の反抗に直面しているのです。闘いに立ち上がったアジア・アフリカの労働者と連帯して、トヨタなどの責任を追及していきましょう。

このILOからの圧力を受けてフィリピン政府は解決に向けて動き始め、追い詰められたトヨタ本社とフィリピン・トヨタ社は、この政府の斡旋を受け容れる方向に動き始めています。

新入社員の皆さんへ

全トヨタ労働組合(ATU)に入ろう!

トヨタ系で働く新入社員の皆さん、おめでとうございませう。新しい環境の中で戸惑いながら懸命に働いてみえることでしょう。

トヨタ系の会社には、半強制的に入らなければならない労働組合と全トヨタ労働組合のように、あなたの意思で個人的に入る組合があります。全トヨタ労働組合は、2006年に会社の組合を脱退して、トヨタ・デンソー・アイシンなどの労働者で新しく結成した組合です。(詳しくはHP検索ATUで)

私たちのモットーは、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」。はたらく者の「権利」を守り、困った人の「救済」に手を差し伸べ、労働組合としての存在価値を発揮し、社会的地位を向上させることに一生懸命です。皆さんには労働組合を選択する権利があります。一度、全トヨタ労働組合をご訪問下さい。いつでも労働相談を受け付けています。悩んだら相談を!